

◎建設業許可の概要

(1) 許可が必要な場合

建設業を営む場合にあっては、軽微な建設工事(※)のみを請け負う場合を除き、建設業の許可を受ける必要があります。

※軽微な建設工事(建設業許可の適用除外)

- 建築一式工事 ⇒ 工事1件の請負代金が1,500万円未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事
- 建築一式工事以外 ⇒ 工事1件の請負代金が500万円未満の工事

(注) 軽微な建設工事のみを請け負う場合でも、その工事が解体工事である場合は、建設リサイクル法による解体工事業の登録を、浄化槽工事である場合は、浄化槽法による浄化槽工事業の登録を受ける必要があります。

(2) 大臣許可と知事許可

国土交通大臣許可 ⇒ 2以上の都道府県に営業所を設けて営業しようとする事業者

都道府県知事許可 ⇒ 1の都道府県のみ営業所を設けて営業しようとする事業者

(注) 「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所を指します。本店又は支店は常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、営業所に該当します。

(3) 特定建設業許可と一般建設業許可(令和7年2月1日改正)

特定建設業許可 ⇒ 元請けとして請負った1工事のうち、合計5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上の工事を下請けに出す場合

一般建設業許可 ⇒ 上記以外(下請けに出さない場合又は上記未満の工事しか下請けに出さない場合)

(4) 許可業種(平成28年6月1日改正)

工事の種類により29業種に分類されています。

(土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体)工事業

(5) 許可の有効期間

5年間(有効期間満了の日前30日までに更新申請が必要です。)

(6) 許可申請手数料(知事許可の場合) ※青森県収入証紙での納付となります。

- ・新規：9万円
- ・業種追加及び更新：5万円